地区計画の区域内における行為の届出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）亀岡市長

届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更　　　　　　　　　　　について、下記により届け出ます。

建築物等の形態又は意匠の変更

木　竹　の　伐　採

記

１．行為の場所　　　　　亀岡市

２．行為の着手予定日　　　　　令和　　年　　月　　日

３．行為の完了予定日　　　　　令和　　年　　月　　日

４．設計又は施行方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）土地の区画形質の変更 | 区域の面積 |  | ㎡ |
| （２）建築物の建築又は工作物の建設 | （イ）行為の種別 | 建築物の建築工作物の建設 | （新築・改築・増築・移転） |
| （ロ）設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| （Ⅰ）敷地面積 |  |  | ㎡ |
| （Ⅱ）建築又は　　建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （Ⅲ）延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （Ⅳ）高 さ地盤面から 　m | （Ⅴ）用途（Ⅵ）かき又はさくの構造　　　　　　　　　　　H＝　　　ｍ |
| （３）建築物等の　用途の変更 | （イ）変更部分の延べ面積 |  | ㎡ |
| （ロ）変更前の用途 | （ハ）変更後の用途 |
| （４）建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 |
| （５）木 竹 　 の 伐 採  | 伐採面積 |  | ㎡ |

備考

１．　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

３．　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

地区計画区域内における建築等の届出

　地区計画区域内（２２項 地区計画区域図参照）にあっては、都市計画法第５８条の２に基づいて建築物等（垣・柵を含む）の新築又は増改築工事等の着工日より３０日前までに建築等の届出が必要です。部数は、すべて２部提出して下さい。

* 届出書に添付する図面及び書類は、次のとおりです。（注＝注意事項）

　　①位置図　（1/2500　付近見取図）

　　②配置図　（1/100以上）

　　　注1：壁面後退線を朱線で記入すること。（寸法線も記載する。）

　　　注2：壁面後退線からはみ出す部分については、その延長を計算し記載すること。

　　　注3：敷地断面図を記載（別図でも可）し隣接地の地盤高を記入のうえ現況地盤高と変更の有無がわかるように明記すること。

　　　注4：車庫の位置を明記するとともに、門扉の位置及び開閉方向を記載すること。

　　③求積図　（敷地面積図）

　　④平面図　（1/100以上　各階分）

　　⑤立面図　（1/100以上　全立面）

注1：壁面後退線を朱線で記入すること。（寸法線も記載する。）

　　　注2：建築物又は工作物の平均地盤面からの高さを記入すること。

　　⑥外構図　（1/100以上　平面図）

　　　注1：垣・柵、または塀の高さ及び種類を明記すること。また、設置未定の場合についても特記事項により、記載すること。（例：CB積＋ネットフェンス　H=1,200mm）

　　　注2：断面図（詳細図でも可）を記載すること。

　　⑦緑化計画図　（1/100以上　外構図と兼用することができる。）

　　　注1：敷地全体について、図示すること。緑地は、着色すること。

　　　注2：緑地帯を含む宅地については、幅及び延長の寸法を明記すること。

　　⑧建築確認申請書

　　　注1：様式第1面から第6面の正（原本）1部、正の写1部をそれぞれに添付すること。

　　⑨証明願（区画証明書）原本及び写し

　　　注1：土地の区画番号及び地番が記載されている位置（見取）図を添付すること。

　ただし、建築確認申請書で上記の図面がすべて兼用できる場合、地区計画の届出書に、これらの図面を添付する必要はありません。

（建築確認の事前協議と同時に、地区計画の届出をおこなう場合に限る。）

＜提出先＞亀岡市都市計画課開発指導係　電話0771（25）5047（直通）